

## 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

告示日以降の日付→ 令和8年3月 日

壬生町選挙管理委員会委員長 様

令和8年3月29日執行  
壬生町長（議会議員）選挙  
候補者氏名※戸籍名を記入

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届出

契約書に記載した借入れ  
期間とすること。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあつてはその代表者の 氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
R 8 . 3 . 2 3	壬生町通町12番34号 〇〇タクシー 代表 壬生太郎	R 8 . 3 . 2 4 ） R 8 . 3 . 2 8	2 5 0 , 0 0 0 円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表 者の氏名	契約内容		備考
				借用期 間等	契約金額	
	自動車の借入れ					
	運転手の雇用					
	燃料費					

※個別契約の場合記入

備考（裏面を参照ください。）

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借用期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類を提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類等の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第10号（その1）（第5条関係）

## 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

使用の最終日以降の日付→令和8年 月 日

令和8年3月29日執行  
 壬生町長（議会議員）選挙  
 候補者氏名※戸籍名を記入

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分（該当する方の番号に○をしてください）	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	壬生町通町12番34号 〇〇タクシー 代表 壬生太郎			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
宇都宮50あ12-34	R8.3.24	50,000円		
宇都宮50あ12-34	R8.3.25	50,000円		
宇都宮50あ12-34	R8.3.26	50,000円		
宇都宮50あ12-34	R8.3.27	50,000円		
宇都宮50あ12-34	R8.3.28	50,000円		

備考

**選挙運動用自動車に実際に使用した年月日と金額を記載してください。**

この証明書は、使用の記録に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。公共託物が没収された場合には、運送事業者等は、壬生町に支払を請求できません。

- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (1) 以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した

一の契約のみについて記載してください。

- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、壬生町に支払を請求することはできません。

**※候補者から運送業者等に提出してください。**

様式第13号（第6条関係）

## 請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

選挙期日後の日付→令和8年 月 日

壬生町長 様

住所（所在地） 壬生町通町12番34号  
氏名（名称） ○○タクシー 代表 壬生太郎 印

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

壬生町議会議員及び壬生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 250,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和8年3月29日執行 壬生町長（議会議員）選挙
- 4 候補者の氏名 ※戸籍名を記入

## 5 振込先

金融機関名	○○銀行	本・支店名	○○支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	○○タクシー		
口座名義	○○タクシー		

備考（裏面を参照ください。）

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、壬生町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約  
により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
R 8. 3. 2 4	50,000円×1台 =50,000円	64,500円×1台 =64,500円	50,000円	
R 8. 3. 2 5	50,000円×1台 =50,000円	64,500円×1台 =64,500円	50,000円	
R 8. 3. 2 6	50,000円×1台 =50,000円	64,500円×1台 =64,500円	50,000円	
R 8. 3. 2 7	50,000円×1台 =50,000円	64,500円×1台 =64,500円	50,000円	
R 8. 3. 2 8	50,000円×1台 =50,000円	64,500円×1台 =64,500円	50,000円	
計			250,000円	

**選挙運動用自動車を実際に使用した年月日と金額を記載してください。**

は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載して

には、壬生町に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」

4 契約業者等(法人にあっては、その代  
類の提示又は提出を、その代理人が提出

**実際に要した金額(ア)と基準限度額(イ)のうち、金額の少ない方を記載してください。**

該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、大和乗用車(法人に  
あっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。